

江刈中学校・いじめ防止基本方針

江刈中学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策を以下に定める。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

なお、態様の目安は、次の5段階とする。

【第1段階】 からかひの段階：冷やかす、噂する、嘲笑する、嫌なあだ名を言う等

【第2段階】 仲間はずれの段階：無視する、返事をしない、一緒に遊ばない等

【第3段階】 嫌がらせの段階：落書き、物を隠す、遣い走りをさせる等

【第4段階】 脅しの段階：金銭を要求する、おごらせる、無理に売りつける等

【第5段階】 暴力の段階：殴る、蹴る、ぶつかる、危険なことやわいせつなことをされたり、させられたりする等

2 いじめに対する基本認識

いじめ問題の特質として、次の点を共通確認して防止に取り組んでいくものとする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止校内委員会」を設置する。

1 委員会の構成員

委員長：校長

委員：副校長、生徒指導主事、学級担任

必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員を参集する。

2 委員会の役割

(1) 相談体制の拡充

- ① いじめに関する事案が発見された場合は、速やかに管理職に報告

情報を得た教職員は、管理職に報告するものとする。

校長は、生徒指導主事・担当（学級担任または部顧問）による注意・指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断する。解決を図ることができないと判断した場合は、即時に委員を招集し、臨時委員会を開催する。

臨時委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

- ② 外部機関との連携

事案によっては、委員長は葛巻町教育委員会に随時情報を伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。警察と連携が必要な事案に関しては、いじめのレベルに関わらず警察への相談を行う。なお、通報時には、

被害者・加害者の保護者の意向をよく聞き、適切に対応する。

③ 再発防止の取組

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携、外部機関との連携な等）を行う。

(2) 実態把握の改善

校内委員会は、「いじめに関するアンケート」を年2回（1学期及び2学期）実施する。

(3) 教職員の取組支援

① いじめ防止対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。

② 教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。

③ インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は、生徒及び教員を対象とする「情報モラルに関する研修会」を開催する。

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

1 いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりに努める。

(2) いじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。

(3) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

(4) 生徒たちと活動の場を共有することにより、個々の状況や学級・学校の状態を把握するように努める。

(5) 学校生活での悩みの解消を図るために、学級担任との面談を実施したり、スクールカウンセラー等を活用したりする。

(6) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(7) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

(8) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

2 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

(1) 生徒の声に耳を傾ける。(スクールライフ、アンケート、個別面談等)

(2) 生徒の行動を注視する。(日常的な観察等)

(3) 保護者と情報を共有する。(通信、家庭訪問、保護者会等)

3 いじめの早期解消

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

(1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

(2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

(3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

(4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

(5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

(6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(7) 必要に応じて教育委員会の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わない。
(文部科学省平成19年1月)

いじめの態様

【物理的な攻撃】

- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

【心理的な攻撃】

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 嫌な事や恥ずかしい事、危険な事をされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やイヤなことをされる。

「ケンカ、からかい」と「いじめ」の区別

「ケンカ」は、意思疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされるため、自分の思い、利益が遂げられることにより相手との関係は修復されます。

「仲良くなりたい」「気持ちを分かっほしい」という気持ちが根底にあるので、徹底的に相手に打撃を与えることを目的とせず、どれだけかっとなっても、どちらかが歩み寄れば関係が修復される

「からかい」は、仲の良い友達同士にも見られ、対等な関係であり、からかわれた子どもが傷つかないという原則があります。

相手が傷ついたことに気付いたら、言った側は、自分の行いを改めます。過剰に追い詰めることをしません。

「和気藹々」と表現されるように、親しい友達だからこそ優しいからかきの応酬ができるのです。

「いじめ」は、相手が「負け」を認めているに関わらず、執拗に特定の子を継続的にあざけり、攻撃します。

いじめは相手に精神的な苦痛を与えることを目的として行うため、相手が苦痛を感じていることに喜びを感じていきます。ゆえに、この行為は継続しエスカレートしていきます。

いじめの深度レベル

レベル1	1対1の比較的軽微な言葉によるからかい・無視
レベル2	数名の軽微な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等の精神的苦痛を伴う実害がある。
レベル4	長期間の集団無視、強要、めれぎぬ、服を脱がせる等の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が経験する。
レベル5	万刃腰、ケガを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦、PTSDと診断される。自傷行為、死を語る。

偶発、単発、一時的、継続していない場合はレベル1に相当します。子どもによっては、自分の行動が相手に精神的な苦痛を与えていることに気がつかない場合もあります。

いじめがレベル2以上の場合は、支援策の検討に入ります。

いじめ対応の基本的流れ

- いじめ情報のキャッチ・認知
- 憶測をいれずに事実を報告
学担→学年主任→生徒指導主事→管理職で情報共有
- 事実関係の正確な把握
 - 苛められた子からの事情聴取
 - 丁寧に傾聴し被害者の訴えを受け止める。
 - いじめの実態・構造をつかむ
 - ア 加害者は誰と誰か
 - イ どのような事が行われたか
 - ウ その場所・時間・回数・頻度
 - エ その時、どんな気持ちだったか
 - オ いじめを回避するために取った行動はあるか
 - カ 誰かに相談したか
 - キ 教師に望むことは何かの確認
 - 苛めた子からの事情聴取
 - 同じ時間内に、全員と個別に聴き取る（チームで対応）
 - 何時、何処で、どんなことがあったか具体的に聴く。
 - 最初からいじめと決めつけずに、いじめに至る心理的背景に配慮して聴く。但し、嘘、ごまかしは許さない。
 - 保護者に連絡しなければならぬほどの事態である事を理解させる
- チーム会議を開き、支援策を検討する
情報の突合せ、誰が誰に、何時迄に、何をするか確認
- 学担が、現時点までの報告を被害側保護者に行う。

被害保護者に	<ol style="list-style-type: none"> 「本人が嫌がることをされていて心配なんです」と学担と学年主任が家庭訪問し把握した事実を伝える。 保護者の思いを聴くと共に、当面の対応策を伝える。 家庭での様子も知らせてほしいと協力をお願いする。
--------	--
- 加害側の保護者に電話で概要を伝え、来校を依頼する
- 学校で関係者会議（指導会）を開催する

加害保護者に	<ol style="list-style-type: none"> 管理職、学年主任同席の下、召集した理由を説明する。 相手に行っていた事実を児童生徒から確認する。また、学校は、相手がどのように受け止めていたかも伝える。 今後について確認し合い、協力を得る。
--------	---
- 被害側保護者と児童生徒に対し加害側と確認したこと、及び心のケアに努めることを伝える

いじめを許さない学校づくり

- 教師の人権感覚
- 教師の自覚
- 教師の責任感

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する。
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」理解と認識をもつ

いじめ防止の指導

学年集会等でのガイダンス。児童生徒・保護者への啓発。